

(仮称) ヨークベニマル塩釜店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届出日 令和 5 年 1 月 2 5 日
- 3 店舗の名称 (仮称) ヨークベニマル塩釜店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町 5 番 4 2 号
- 5 店舗所在地 塩竈市字野田 1 4 番 3 4 号
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
(変更前) 位置：添付図 4 参照 収容台数：3 8 8 台
(変更後) 位置：添付図 5 参照 収容台数：1 5 0 台 (指針による必要台数：1 5 0 台)
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 位置：添付図 4 参照 収容台数：1 5 0 台
(変更後) 位置：添付図 5 参照 収容台数：9 3 台 (指針による参考台数：9 3 台)
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置：添付図 4 参照 面積：1 1 5 m²
(変更後) 位置：添付図 5 参照 面積：1 0 1 m²
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置：添付図 4 参照 容量：2 8 m³
(変更後) 位置：添付図 5 参照 容量：1 0.1 m³
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数：4 箇所 位置：添付図 4 参照
(変更後) 出入口の数：5 箇所 位置：添付図 5 参照
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 9 時から午後 1 0 時まで
(変更後) 午前 9 時から午後 1 1 時まで
 - ③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 1 5 分まで
(変更後) 午前 8 時 3 0 分から午後 1 1 時 3 0 分まで
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで
(変更後) 午前 6 時から午後 1 0 時まで

7 変更する年月日 令和5年9月26日

8 事務手続き等

- ・公告年月日：令和5年2月7日
- ・縦覧期間：公告の日から令和5年6月7日まで（公告の日から4か月）
- ・地元説明会：令和5年3月16日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会：令和5年5月31日
- ・市町村等からの意見書提出期限：令和5年6月7日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：令和5年9月25日（届出から8か月以内）

■変更に関するもの以外の事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,240㎡

住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年3月16日（木）午後6時30分から
開催場所	塩竈市公民館 大会議室 塩竈市東玉川町9-1
出席人数	25名

質問事項	設置者の回答内容
車いすによる来客対応はどのようになっているのか。	店舗正面に車いす用駐車場を設置し、駐車場から店舗出入口まで段差をなくし、車いすで通行しやすいような計画としています。 また、店舗内には車いすの方が利用しやすい多目的トイレを設置する計画です。 →指針の対象外
リサイクルステーションは設置するのか。	新規開店日の2週間程度後に設置する計画です。 →指針の対象外
店内で花の販売をするのか。	販売する予定です。 →指針の対象外
店舗立替後の騒音は問題ないようだが、旧店舗の解体工事の騒音が大きくて気になる。何か騒音対策しているのか。	解体工事中は、騒音対策として敷地外周に防音シートを設置し、原則、作業時間を17時までとし、月曜日から土曜日での作業としています。令和5年4月10日から15日頃には解体工事が完了する予定です。 →指針の対象外
新築工事の作業時間等について教えて欲しい。突貫工事はあるのか。	新築工事は、令和5年4月中旬から開始して令和5年10月または11月に完了の予定です。作業時間を原則午前8時から午後5時（午後6時までの場合あり）として月曜日から土曜日（状況によっては月曜日から金曜日）での作業とし、突貫工事（夜間工事）にならないようにしたいと思います。 →指針の対象外
旧店舗より店舗面積が小さくなるようだが、品揃えはどのようになるのか。	新店舗では、旧店舗で取り扱っていた衣料品の販売はなく、少し前に開店したヨークベニマル塩竈舟入店のよう、食料品に特化した店舗になる予定です。 →指針の対象外

塩竈市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ヨークベニマル	
届出年月日	令和5年1月25日	
店舗名称	(仮称) ヨークベニマル塩釜店	
所在地	塩竈市字野田14番34号	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>【修正前】</p> <p>騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底するとともに、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p> <p>【修正案】</p> <p>騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底し、特に夜間における騒音が住居地点において規制基準を超過することのないよう十分に配慮願います。また、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	